

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号
松尾電機株式會社
代表取締役社長 常 俊 清 治

第70回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）正午までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府豊中市本町3丁目1番16号
ホテルアイボリー 3階 オーキッドホール |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第70期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本通知には記載しておりません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎本通知の添付書類及び株主總會参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のエレクトロニクス業界の状況は、電子部品の出荷額については、前半は、総じて堅調に推移したものの、年明け以降は、海外経済の景気減速等の影響により、急激な出荷額の減少が発生しました。

このような環境のもとで、当社の売上高につきましては、主に、ヘッドセット等のオーディオ向け、補聴器等の医療機器向け及び人工衛星等の宇宙向けのタンタルコンデンサの需要等が増加しましたが、自動車電装を始めとするカーエレクトロニクス向けのタンタルコンデンサが第4四半期会計期間に大幅に減少しました。また、地域別の売上高では、国内・海外向けともに減少しました。一方、原材料の値上げに対しては、収率改善を始めとするコストダウン及び製品価格への転嫁を進めました。

経営戦略としましては、2019年3月1日付で、当社は、回路保護素子事業及びフィルムコンデンサ事業に関する意思決定の迅速化を目的として、当社の連結子会社であった島根松尾電子株式会社を吸収合併し、その結果、当社の連結子会社はなくなりました。

また、当社株式は、2018年12月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することとなりましたが、2019年3月において、前記総額がいずれも10億円以上となり、2019年4月1日付で、同所の同基準に抵触しないこととなりました。

当社の業績は、売上高につきましては、43億8千3百万円（前年同期比7.4%減少）となり、損益につきましては、採算重視の営業活動の徹底等を実施したものの、第4四半期会計期間の売上高の減少が影響し、営業利益9千1百万円（前年同期比43.5%減少）となり、経常利益は、支払利息及び為替差損等を計上した結果、5千3百万円（前年同期比63.8%減少）となりました。

また、特別損失として、米国における間接購入者原告団との間の集団民事訴訟の和解金、韓国公正取引委員会からの課徴金賦課等及びコンデンサ取引に関する当局等の調査対応のための弁護士報酬等に伴う独占禁止法等関連損失6億4千2百万円を計上した結果、当期純損失は、6億4千7百万円（前年同期比5億3千1百万円悪化）となりました。

このため、遺憾ながら、2019年3月期の期末配当は無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、当事業年度の事業別の概況は、次のとおりです。

①タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、ヘッドセット等のオーディオ向け、補聴器等の医療機器向け及び人工衛星等の宇宙向けの需要等が増加しましたが、自動車電装を始めとするカーエレクトロニクス向けが第4四半期会計期間に大幅

に減少しました。この結果、当事業年度のタンタルコンデンサ事業の売上高は、36億6千1百万円と前年同期比7.7%減少し、総売上高に占める比率は83.5%と前年同期比0.3ポイント低下しました。

②回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、ゲーム機向けのヒューズの需要等が減少しました。この結果、当事業年度の回路保護素子事業の売上高は、5億7千4百万円と前年同期比4.4%減少し、総売上高に占める比率は13.1%と前年同期比0.4ポイント上昇しました。

③その他

その他の売上高は、1億4千8百万円と前年同期比11.3%減少し、総売上高に占める比率は3.4%と前年同期比0.1ポイント低下しました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、1億2千5百万円で、主として、コンピュータシステムの更新及び回路保護素子の増産設備のために投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

エレクトロニクス業界の今後の見通しにつきましては、自動車の電装機器への搭載増加等により電子部品の増加が見込まれるものの、海外の景気減速等、世界経済の動向が懸念されます。一方で、電子部品業界の今後につきましては、顧客からの価格、信頼性、品質に対する要求がますます強くなり、競争激化により厳しい状況が継続すると予想されます。また、タンタルコンデンサ業界では、セラミックコンデンサへの置き換え進展という課題もあります。

当社としましては、2020年3月期を最終年度とする中期経営計画を推進し、売上高及び営業利益の増加を課題とします。

そのための施策として、タンタルコンデンサ事業では、補聴器等の医療機器向けの下面電極構造のタンタルコンデンサを、回路保護素子事業では、車載用回路保護素子及び高電流ヒューズを、それぞれ販売重点製品と定め、売上高の増加を図ります。また、採算重視の営業活動の継続、生産の平準化による製造原価低減等により、採算性の向上を図ります。以上の事項を着実に推進することにより、利益体質の基盤を強化する所存です。

なお、当社は、コンデンサ製品の取引に関して当局の調査等を受けていますが、その内容は、「1. 会社の現況に関する事項(15)その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第67期	第68期	第69期	第70期 (当事業年度)
	(2015年4月1日～ 2016年3月31日)	(2016年4月1日～ 2017年3月31日)	(2017年4月1日～ 2018年3月31日)	(2018年4月1日～ 2019年3月31日)
売 上 高	千円 4,684,525	千円 4,484,123	千円 4,733,831	千円 4,383,836
経 常 利 益	千円 △284,179	千円 △266,680	千円 148,716	千円 53,797
当 期 純 利 益	千円 △1,748,634	千円 △1,136,879	千円 △115,574	千円 △647,341
1株当たり当期純利益	円 △679.94	円 △442.11	円 △44.95	円 △251.84
総 資 産	千円 7,080,411	千円 6,209,749	千円 6,006,003	千円 5,784,101
純 資 産	千円 3,850,113	千円 2,628,996	千円 2,405,101	千円 1,757,648

- (注) 1. △は損失を示します。
2. 当期において連結子会社がなくなりましたので、第67期以降の個別の財産及び損益の状況を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
4. 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っておりますが、第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第67期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の大幅な減少によるものであり、当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、独占禁止法等関連損失及びたな卸資産廃棄損の計上によるものです。
6. 第68期に経常損失が発生した主たる要因は、売上高の減少及び販売価格の下落によるものであり、当期純損失が発生した主たる要因は、それらに加えて、独占禁止法等関連損失、生産設備集約化に伴う事業拠点再構築費用及び固定資産に係る減損損失の計上によるものです。
7. 第69期に当期純損失が発生した主たる要因は、独占禁止法等関連損失の計上によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 2019年3月1日付で、当社は、当社の連結子会社であった島根松尾電子株式会社を吸収合併し、当社の連結子会社はなくなりました。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社では、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・電気計測器・医療機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

(8) 主要な事業所

本 社		大阪府豊中市
営 業 所	東日本営業部	東京都千代田区
	中部日本営業部	愛知県安城市
	西日本営業部	大阪府豊中市
工 場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市
	島根工場	島根県出雲市

(注) 2019年3月1日付で、当社は、当社の連結子会社であった島根松尾電子株式会社を吸収合併し、当社の「島根工場」といたしました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減
284 <small>名</small>	-5 <small>名</small>

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	750,000 <small>千円</small>
株式会社三井住友銀行	474,664 <small>千円</small>
株式会社りそな銀行	350,000 <small>千円</small>
株式会社百十四銀行	200,000 <small>千円</small>

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2019年3月1日に、当社を存続会社とする吸収合併を行ったことにより島根松尾電子株式会社の権利義務を承継いたしました。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、中国等の当局による調査を受けています。また、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

当社は、2018年9月に、韓国公正取引委員会からの課徴金賦課の決定命令を受領し、1億8千4百万円を、また、2019年3月に、米国における間接購入者原告団との間で集団民事訴訟の和解を行うこととし、当該和解金2億7千7百万円を、それぞれ特別損失に計上しました。

一方で、当社が、日本及び台湾の当局に対し提起した抗告訴訟については、当社の請求が一部又はすべて認められました。なお、台湾の当局は、当該判決に対し上訴しました。

上記以外は、当事業年度末現在において具体的な動きはありませんが、今後、これらの調査の結果等により、当社の事業、業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社においては、今後も独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれる状況の中、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、当社は、当該重要事象等を改善するため、2017年4月1日を起点とする中期経営計画（2018年3月期から2020年3月期まで）を推進し、2018年3月期及び2019年3月期は、目標とした営業損益の黒字化を達成することができました。今後も、売上高及び営業利益の増加を課題とし、各対応策を進めていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 10,000,000株
②発行済株式の総数 2,572,000株
③株主数 2,934名
④大株主

株主名	持株数	持株比率
松尾電機投資会	196 ^{千株}	7.64%
松尾浩和	137	5.36
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	126	4.90
株式会社三菱UFJ銀行	116	4.51
松尾電機従業員持株会	77	3.00
日本生命保険相互会社	75	2.95
横山秋男	43	1.69
明治安田生命保険相互会社	40	1.56
村山信也	39	1.54
株式会社SBI証券	37	1.46

(注) 持株比率は、自己株式(1,706株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
常 俊 清 治	代表取締役社長	執行役員
網 谷 嘉 寛	常 務 取 締 役	執行役員総務経理部門長
古 賀 寛 之	取 締 役	社長付海外営業担当
石 井 啓 之	取 締 役	(重要な兼職の状況) 公認会計士
林 信 綱	監 査 役 (常勤)	
塩 川 吉 孝	監 査 役	(重要な兼職の状況) 弁護士
山 本 茂 文	監 査 役	

- (注) 1. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、当社は、企業経営に精通し必要とされる見識を有していることを理由として、常俊清治を取締役候補者とし、同氏は、取締役役に再選され就任いたしました。
2. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、当社は、管理的業務に精通し必要とされる見識を有していることを理由として、網谷嘉寛を取締役候補者とし、同氏は、取締役役に再選され就任し、2019年3月21日付で常務取締役となりました。
3. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、当社は、海外市場の営業業務に精通し必要とされる見識を有していることを理由として、古賀寛之を取締役候補者とし、同氏は、取締役役に再選され就任いたしました。
4. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、当社は、当社営業部門、同経営管理部門及び同調達部門と幅広い業務を経験し、当社の業務内容に精通し、かつ財務・会計に関する適切な知見も有していることを理由として、林信綱を監査役候補者とし、同氏は、監査役に選任され就任いたしました。
5. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、織田真一は監査役を辞任により退任いたしました。
6. 取締役 石井啓之は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。
7. 監査役 塩川吉孝及び監査役 山本茂文の両氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員として届け出ております。

<ご参考>当社は、執行役員制度を導入しており、2019年2月開催の取締役会において、各担当業務遂行に必要な見識等を有していることを理由として、以下のとおり取締役を兼務しない執行役員を選任し、各氏は、2019年3月に就任いたしました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
岸 下 学	執行役員生産部門長
山 地 正 人	執行役員経営・調達管理部門長兼内部監査室長
宮 田 智 彦	執行役員営業部門長
川 上 隆 史	執行役員開発部門長
平 塚 伸 彦	執行役員品質保証部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 石井啓之、社外監査役 塩川吉孝及び社外監査役 山本茂文との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名	33,450千円 (うち社外取締役 1名	6,600千円)
監査役 4名	18,320千円 (うち社外監査役 2名	8,400千円)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記の監査役の員数及び報酬等の額には、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会最終の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 石井啓之

当事業年度中に開催された取締役会20回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 塩川吉孝

当事業年度中に開催された取締役会20回のうち19回に出席、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験・専門的見地から発言を行っております。

社外監査役 山本茂文

当事業年度中に開催された取締役会20回のうち19回に出席、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、金融機関業務経験者としての立場から発言を行っております。

③上記内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,500千円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針及び当該体制の運用状況は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
 - ②コンプライアンス管理担当役員は、当社のコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
 - ③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
 - ④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社の内部監査体制を構築する。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - ①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
 - ②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
 - ②リスク管理担当役員は、当社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
- ②監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
- ③役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。
- ④監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑤監査役が、監査役職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
- ②内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
- ③内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職制を通じて周知している。
- ②役員により構成される経営会議を定期的開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
- ③取締役会を定期的開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	5,784,101	負 債 の 部	4,026,453
流 動 資 産	4,134,620	流 動 負 債	2,638,517
現金及び預金	1,431,514	支 払 手 形	189,444
受 取 手 形	109,437	買 掛 金	317,872
電 子 記 録 債 権	324,871	短 期 借 入 金	1,650,000
売 掛 金	785,221	一年以内返済予定長期借入金	16,008
商 品 及 び 製 品	753,590	リ ー ス 債 務	12,950
仕 掛 品	382,917	未 払 金	234,727
原材料及び貯蔵品	330,466	未 払 費 用	182,213
前 払 費 用	7,954	未 払 法 人 税 等	12,461
そ の 他	9,865	預 り 金	11,880
貸 倒 引 当 金	△1,219	設 備 関 係 支 払 手 形	10,851
		そ の 他	106
		固 定 負 債	1,387,936
固 定 資 産	1,649,481	長 期 借 入 金	108,656
有 形 固 定 資 産	1,469,368	リ ー ス 債 務	27,784
建 物	348,155	繰 延 税 金 負 債	99,829
構 築 物	11,866	退 職 給 付 引 当 金	554,357
機 械 及 び 装 置	263,071	環 境 対 策 引 当 金	8,535
車 両 運 搬 具	455	長 期 未 払 金	581,017
工 具、器 具 及 び 備 品	57,461	資 産 除 去 債 務	7,756
土 地	750,891		
リ ー ス 資 産	29,432	純 資 産 の 部	1,757,648
建 設 仮 勘 定	8,034	株 主 資 本	1,757,675
無 形 固 定 資 産	142,191	資 本 金	2,219,588
借 地 権	21,411	資 本 剰 余 金	302,662
ソ フ ト ウ ェ ア	5,496	資 本 準 備 金	302,662
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	108,478	利 益 剰 余 金	△762,916
そ の 他	6,804	そ の 他 利 益 剰 余 金	△762,916
投 資 そ の 他 の 資 産	37,921	繰 越 利 益 剰 余 金	△762,916
投 資 有 価 証 券	15,000	自 己 株 式	△1,659
出 資 金	200		
そ の 他	22,725	評 価・換 算 差 額 等	△27
貸 倒 引 当 金	△3	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△27
資 産 合 計	5,784,101	負 債 純 資 産 合 計	5,784,101

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	4,383,836
売 上 原 価	3,430,511
売 上 総 利 益	953,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	861,457
営 業 利 益	91,866
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,385
受 取 配 当 金	500
受 取 保 険 金	1,736
そ の 他	2,672
7,295	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,012
為 替 差 損	17,783
そ の 他	9,568
45,364	
経 常 利 益	53,797
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	11,333
独 占 禁 止 法 等 関 連 損 失	642,277
減 損 損 失	34,210
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	5,483
693,304	
税 引 前 当 期 純 損 失	639,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,835
法 人 税 等 調 整 額	—
7,835	
当 期 純 損 失	647,341

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,219,588	302,662	302,662	△ 115,574	△ 115,574
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)				△ 647,341	△ 647,341
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△ 647,341	△ 647,341
当 期 末 残 高	2,219,588	302,662	302,662	△ 762,916	△ 762,916

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 1,526	2,405,150	△ 48	△ 48	2,405,101
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)		△ 647,341			△ 647,341
自 己 株 式 の 取 得	△ 133	△ 133			△ 133
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			21	21	21
当 期 変 動 額 合 計	△ 133	△ 647,474	21	21	△ 647,453
当 期 末 残 高	△ 1,659	1,757,675	△ 27	△ 27	1,757,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 土居一彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日
松尾電機株式会社 監査役会
常勤監査役 林 信綱 ㊞
社外監査役 塩川 吉孝 ㊞
社外監査役 山本 茂文 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役 石井啓之は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 古賀寛之は、本総会終結の時をもって辞任しますので、経営体制の強化のために1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、誠実な人格、高い倫理観、識見及び能力、広範な知識及び経験並びに出身分野における実績を有する人物を取締役候補者として指名することを基本方針としております。取締役候補者は、社長、総務担当役員及び独立社外取締役で構成される指名委員会が候補者を取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	※ きしした まなぶ 岸下 学 (1966年11月29日生)	1985年3月 当社入社 2006年3月 当社タンタルコンデンサ生産部門福知山工場長 2011年3月 当社生産部門福知山第2生産部長 2012年3月 当社生産副部門長兼福知山第2生産部長 2013年3月 当社執行役員福知山生産部門長 2018年3月 当社執行役員生産部門長 現在に至る 取締役候補者とした理由 当社執行役員生産部門長として生産業務に精通し、必要とされる見識を有していることから、取締役候補者としております。	3,921株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	※ みや た とも ひこ 宮 田 智 彦 (1963年9月13日生)	1986年3月 当社入社 2006年3月 当社品質保証・技術管理部門品質保証部長 2010年3月 当社生産部門福知山第1生産部長 2013年3月 当社本社工場長 2014年3月 当社執行役員本社・島根生産部門長 2018年3月 当社執行役員国内営業部門長 2019年3月 当社執行役員営業部門長 現在に至る	3,521株
		取締役候補者とした理由	
		これまで、当社の生産部門、品質保証部門及び営業部門の各業務に精通し、必要とされる見識を有していることから、取締役候補者としております。	
3	いし い ひろ ゆき 石 井 啓 之 (1971年5月24日生)	1995年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2000年4月 公認会計士登録 2006年3月 石井啓之の公認会計士事務所開設 現在に至る 2015年6月 当社取締役(現任)	3,200株
		社外取締役候補者とした理由	
		過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士、税理士の資格を有して会社財務・税務に関する高い経験、見識を有し、かつ8年間当社の補欠の監査役として当社の業務内容を十分に認識・理解されたこと及び社外取締役就任後の実績を勘案して、引き続き社外取締役候補者としております。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 石井啓之は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 石井啓之は、当社の現在の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、石井啓之との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。石井啓之の再任が承認された場合、当社は、同責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 塩川吉孝及び山本茂文の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

当社監査役会は、誠実な人格、高い識見、能力及び倫理観を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する人物を監査役として選定することを基本方針とし、最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含めることとしています。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ おか もと たけし 岡 本 健 (1954年10月20日生)	1977年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2007年12月 MUフロンティア債権回収株式会社入社 2012年6月 MUフロンティア債権回収株式会社大阪統括専務 2017年10月 MUフロンティア債権回収株式会社退社 現在に至る 社外監査役候補者とした理由 金融機関業務経験者として高い経験、見識を有しており、その経験を生かして当社の経営全般に対して監査及び助言をいただけると判断したためであります。	一株
2	※ ひら いずみ けん いち 平 泉 憲 一 (1958年10月11日生)	1999年4月 大阪弁護士会登録 1999年4月 村山法律事務所入所 2005年7月 片山・黒木・平泉法律事務所 (現 片山・平泉法律事務所) 開設 現在に至る 社外監査役候補者とした理由 過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として高い経験、見識を有しており、その経験を生かして当社の経営全般に対して監査及び助言をいただけると判断したためであります。	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 岡本健及び平泉憲一の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員とする予定であります。
4. 岡本健及び平泉憲一の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役として1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

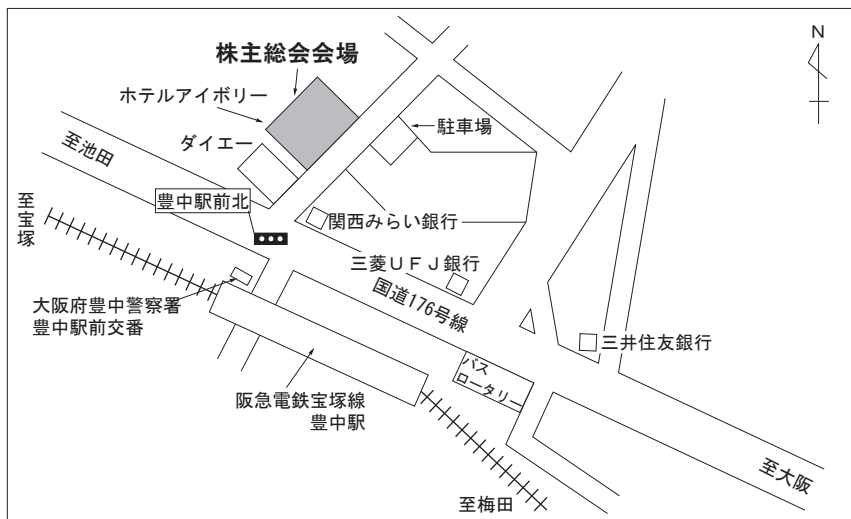
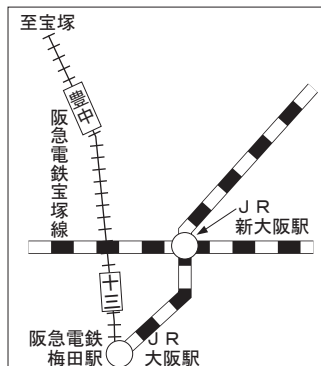
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
やま もと しげ ふみ 山本茂文 (1951年4月8日生)	1974年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2,700株
	2002年4月 UFJビジネスサービス大阪株式会社(現 MUビジネスサービス株式会社) 代表取締役	
	2004年3月 東洋ビルメンテナンス株式会社入社	
	2011年6月 東洋ビルメンテナンス株式会社専務執行役員大阪支社長	
	2011年6月 東洋近畿建物管理株式会社代表取締役	
	2015年6月 東洋近畿建物管理株式会社退社	
	2015年6月 当社監査役就任	
2019年6月 当社監査役退任(予定)	補欠の監査役候補者とした理由	
金融機関業務経験者として高い見識を有し、かつ4年間当社の社外監査役として、当社の取締役会及び監査役会等に出席しその職責を適切に遂行していることから、補欠の監査役として適任と判断したためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本茂文は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。
3. 山本茂文が社外監査役に就任した場合、当社は、山本茂文との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪府豊中市本町3丁目1番16号
ホテルアイボリー 3階
オーキッドホール
電話 (06)6849-1111 (代表)



[交通のご案内] 阪急電鉄宝塚線豊中駅北改札口より徒歩約5分